

4-2 健全で豊かな生活環境を保全する

(1) 大気汚染対策の推進

■主要課題

○環境基本法に基づく公害^(*)防止計画の策定指示を受け策定された「浜松地域公害防止計画」では、汚染物質排出量の削減に寄与する設備やシステムの導入を促進するとともに、交通渋滞の緩和、公共交通機関の利用促進など、大気汚染の防止に向けた施策を総合的に実施していくことが求められています。

■施策

1 固定発生源対策

①工場・事業所における排出削減対策の推進

- 工場・事業所における各種排出物質の規制基準の遵守はもとより、一層の排出削減のため、工場・事業所に対する規制・指導を行います。
- 工場・事業所のボイラーなどへの低NO_x型燃焼機器の導入や、大気汚染防止設備・技術の導入、燃料使用の適正化・効率化などの事業者の自主的な排出削減対策について、支援・協力を行います。

②家庭における排出削減対策の推進

- 家庭の暖房機器・給湯器への低NO_x型燃焼機器の導入など、家庭における排出削減対策を促進するための情報提供、啓発活動を行います。

2 移動発生源対策

①自動車排出ガスの削減

- 市民・事業者に対して、自動車の利用の自粛や相乗り、エコドライブ、自転車の利用促進などの協力を呼びかけます。また、自転車の利用促進を目的とした自転車道の整備も進めます。
- 低公害車を公用車に率先導入するとともに、市民・事業者への普及を促進します。
- バス・トラックなどの大型ディーゼル車については、低公害車への転換やエコドライブの徹底、物流の効率化などを要請し、窒素酸化物・浮遊粒子状物質^(*)の排出量の削減を図ります。

②総合的な公共交通対策の推進（交通需要マネジメント（TDM）の実施）

- 自動車への依存度を軽減するため、バス・鉄道事業者に対し、既存公共交通機関の運行システムやダイヤ編成の見直しなどを求めています。
- 公共交通の利用を支援するため、駅へのアクセス道路の整備やバスレーンの設置などを推進します。
- 時差通勤を奨励して時間的な交通集中の改善を目指します。
- パークアンドライドの導入や、最寄の駅やバス停などへの自転車の利用促進による公共交通の活用促進についても検討を加え、総合的な公共交通対策を推進します。
- 人と環境に優しい公共交通であるとともに、定時性や速達性、快適性などの面ですぐれた特徴を有する新交通システムの導入に関し



【バス実証実験におけるパーク
アンドバスライド駐車場】

ては、関係機関との調整や事業の採算性、道路空間の制約などの課題もあるため、今後、公共交通対策の推進を図るなかで、検討します。

③環境負荷を低減する道路整備の推進

- 長期計画に基づいて、交通ターミナルへのアクセス道路の整備、バイパス整備を推進します。
- 渋滞が常態化している交差点の改良などに取り組むほか、自動車排出ガスによる大気汚染濃度を常時監視し、その濃度が高くなるように渋滞などにおける自動車交通量をコントロールする交通公害低減システムの活用を図ります。

3 アスベスト^(*)の大気環境への排出防止

- 解体工事に伴う周辺環境への飛散防止など「大気汚染防止法」などの法令に基づく適正処理を周知・指導します。

4 大気汚染状況の的確な監視

①観測局の再配置

- 大気汚染の観測を開始して以来、工場の立地状況や道路交通状況などが変化していることから、観測局の配置の見直しを進めます。

②継続的な観測の実施

- 大気汚染の実態を的確に把握するため、継続的に観測を実施し、観測結果を公表します。

■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
①大気汚染に係る環境基準 ^(*) の達成状況 (SO ₂ 、NO ₂ 、CO、浮遊粒子状物質) 市内の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局のうち、大気環境基準を達成した測定局の割合(達成地点数/測定地点数)	100% (12/12)	100% (12/12)
②有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン) 市内の有害大気汚染物質の測定地点(2地点)のうち、環境基準を達成した地点の割合(達成地点数/測定地点数)	100% (2/2)	100% (2/2)

(2) 水質汚濁対策の推進

■主要課題

- 「浜松地域公害防止計画」においても、河川と湖沼の水質汚濁対策が重点的に取り組む課題のひとつとして位置づけられています。
- 単独処理浄化槽^(*)の処理人口の割合が20.6%と高いため、下水道整備とあわせ合併処理浄化槽^(*)の普及促進を図ることが大きな課題となっています。
- 湖沼などの閉鎖性水域においては、産業系・生活系を中心とした特定汚染源の負荷削減対策に加えて、市街地、農地、山林などの非特定汚染源^(*)からの汚濁負荷に対する対策を

強化することも必要となっています。

○芳川への着色排水の流入や、猪鼻湖への耕作土流入といったそれぞれの地域が抱える課題についても効果的な対策を講じる必要があります。

■ 施策

1 水質保全条例の運用

- 良好な清流環境を将来世代に引き継ぐために「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」の運用により、河川流域の自然環境の保全を推進します。また、条例の実効性を高めるため、河川パトロールなどを実施します。
- 市民共有の財産として、浜名湖や佐鳴湖などの水質を改善し、良好な水辺環境を保全していくための「(仮称)浜松市 川や湖を守る条例」の運用により、産業排水、非特定汚染源など汚濁源に係る調査、対策を進めます。また、猪鼻湖、引佐細江湖、庄内湖など、浜名湖内湾でも特に閉鎖性が強い水域の水質改善を図るため、水質調査を実施し、有効な浄化対策を検討するとともに、効果的な対策の推進を図ります。

2 生活排水対策の推進

① 下水道整備の推進

- 下水道区域の整備を推進し、下水道普及率の向上や、下水道への接続促進のための啓発活動の推進を図ります。
- 汚濁物質を含んだ未処理放流水の削減を図るため、合流式下水道^(*)の改善を進めます。

② 合併処理浄化槽の設置

- 下水道区域及び農業集落排水処理区域以外の区域では、合併処理浄化槽の設置に対する補助事業を継続し、その普及促進を図ります。
- 補助金の上乗せなどの対策により、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えを促進します。
- 上水道水源及び閉鎖性水域へ排出する地域に対しては、高度処理型合併処理浄化槽^(*)の設置を促進します。



【合併処理浄化槽】

③ 生活排水の汚濁負荷削減

- 生活排水の汚濁負荷を削減するため、広報、インターネットなどによる情報提供やイベント・教室の開催を通じて、三角コーナーネット、微細目ストレーナ、廃食用油拭取紙利用の普及、洗面時の節水、風呂水の再利用といった家庭でできる生活排水対策の啓発を図ります。

3 工場・事業所における排水対策の推進

- 工場・事業所における排水基準の遵守はもとより、一層の汚濁負荷削減のために、工場・事業所に排水対策の強化への協力を求めています。
- 排水の自主測定の実施など、特定事業場^(*)以外の事業所の自主的な対策について助言・指導を行います。
- 良質な水質を守るため、公共用水域における着色排水対策に取り組みます。



【着色排水が流入する河川】

4 非特定汚染源対策の推進

- 路面の清掃や道路側溝、排水溝の清掃により堆積・蓄積した汚濁物質の除去を推進します。
- 堆積・蓄積した汚濁物質の流出を防ぐため、雨水浸透ますや透水性舗装の整備により雨水を地下に浸透させ雨水流出量の低減を図ります。
- 降水や水田の水管理に伴い農地からの流出する肥料の一部や作物残さなどの水質汚濁原因物質の流出量を抑制するために、農地で使用する化学肥料・農薬の低減や耕作土の流出防止対策を推進します。

5 土木技術による対策の推進

- 河川の水面清掃や浚渫、水質浄化のための環境用水の確保や湧水の保全などに取り組みます。

6 市民や各種団体との連携による活動の推進

- 「川や湖をきれいにする運動」、「浜名湖の水をきれいにする会」、「佐鳴湖ネットワーク会議」の取組を通じて、各活動の参加者や参加団体と連携を図りながら、清掃活動や植生・生物の保全活動、勉強会やフォーラムなどの開催を行い、河川、浜名湖や佐鳴湖などの水質改善対策事業を推進します。

7 水質汚濁状況の的確な監視

- 河川・湖沼など、公共用水域の測定点や、測定回数、測定項目を見直すなど、水質の実態を的確に把握する体制を整え、継続的な観測を実施し、観測結果を公表します。

■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
①水質汚濁に係る環境基準の達成状況 (河川) BOD (湖沼) COD (佐久間ダム・佐鳴湖) (海域) COD 公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準を達成した測定地点の割合(達成地点数/測定地点数)	(河川) 85.7% (6/7) (湖沼) 0% (0/2) (海域) 100% (6/6)	(河川) 100% (7/7) (湖沼) 50% (1/2) (海域) 100% (6/6)
②汚水衛生処理率 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理人口を生活排水処理対象人口で除した率	73.5%	84%
③合流式下水道改善達成率 降雨時に雨水が下水道に流れ込み、下水が公共用水域に溢れ出さないようにした施設の改善達成率	14.7%	32%

(3) 騒音・振動・悪臭対策の推進

■主要課題

- 「浜松地域公害防止計画」においても、自動車交通公害（騒音）が重点的に取り組む課題のひとつとして位置づけられています。
- 騒音レベルの高い市街地の道路や東名高速道路周辺での防音対策、都市計画による新設道路の適正配置、また監視体制の充実などを進め、自動車騒音対策に取り組んでいくことが大きな課題です。
- 悪臭対策としては、平成14年1月からの臭気指数規制^(*)への変更により、基準不適合となる施設が年に数件発生するようになっていることから、適正な指導を行うことが求められています。

■施策

1 自動車騒音・振動対策の推進

①騒音緩和対策の推進

- 良好な住居環境を保全する必要があると認められる地域を通過する主要な幹線道路については緩衝帯（環境施設帯）を設け、自動車騒音・振動の緩和対策を進めます。
- 自動車騒音を低減する高機能舗装の整備を推進します。

②総合的な公共交通対策の推進 [詳細はP70、4-2「(1)大気汚染対策の推進」2に掲載]

- 自動車への依存度を軽減するため、公共交通機関のダイヤ改正やパークアンドライドの導入を推進し、公共交通機関の利用促進を図ります。

2 固定発生源による騒音・振動対策の推進

①工場・事業所対策の推進

- 工場・事業所からの騒音・振動を抑制するため、「騒音・振動規制法」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制・指導を行います。
- 低騒音型設備の導入や防音対策の徹底を指導します。

②航空機騒音対策の推進

- 浜松飛行場周辺の航空機による騒音に対しては、必要に応じて、県などと協力し、管理者に対して騒音の低減対策の推進、防音工事の実施を図るよう求めていきます。

③建設作業における騒音・振動対策の推進

- 特定建設作業現場における騒音・振動の規制基準の遵守など、「騒音・振動規制法」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づく指導を徹底します。

④生活騒音に対する指導、啓発活動

- 住宅地の周辺において発生する空調機やピアノ、カラオケ、街頭宣伝・演説などの生活騒音については、「騒音・振動規制法」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」、「浜松市音・かおり・光環境創造条例」に基づき、発生者に対して指導します。
- 生活騒音を生じさせないように、広報やパンフレットなどを通じた啓発活動に努めます。

3 悪臭対策の推進

- 地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して「悪臭防止法」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」、「浜松市音・かおり・光環境創造条例」に基づく指導を行います。
- 旧浜松市以外の市域についても臭気指数規制を



【嗅覚による臭気測定（臭気指数規制）】

導入していくことを目標に、地域による規制基準の設定なども含め悪臭規制方式の見直しについて、検討を進めます。

- 畜産経営に起因する悪臭を防止するため、悪臭防止用資材や施設改善の導入を促進し、畜産経営の環境改善に取り組みます。

4 騒音・振動の的確な監視

- 騒音・振動に係る観測を継続して実施し、観測結果を公表します。

■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
騒音に係る環境基準の達成状況 (自動車騒音) 一定地域内の住居などのうち騒音レベルが環境基準を達成した割合	(自動車騒音) 82.2%	(自動車騒音) 95%
(航空機騒音) 騒音に関する環境基準を達成した測定地点の割合 (達成地点数/測定地点数)	(航空機騒音) 50% (2/4)	(航空機騒音) 100% (4/4)

(4) 土壌・地下水汚染の防止

■主要課題

- 科学技術の進展に伴い、新たな有害化学物質が確認されたり、未規制物質により土壌が汚染されていたりする可能性は否定できません。
- トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物や重金属による地下水汚染が全国的に問題となっていますが、本市においても平成 18 年度現在、10 件の地下水汚染が確認されています。
- 市南部の一部の水田では、河川への海水遡上により農作物の生育に悪影響が生じているケースが見られ、こうした農地では塩水化防止対策が望まれています。

■施策

1 土壌汚染対策の充実

①工場・事業所などの敷地土壌の汚染防止

- 有害物質を扱う工場・事業所などに対する監視・指導の徹底を図るとともに、廃止などによる利用形態の変更や移転に際しては、「土壌汚染対策法」に基づく地下水・土壌調査を実施し、汚染が判明した場合には、事業者 to 適切な汚染浄化対策を図るように指導します。
- 産業廃棄物最終処分場の地歴情報の活用を推進します。

②農地の汚染防止

- 肥料・農薬による農地の土壌汚染を防止するため、土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う環境保全型農業を推進します。
- 農地の塩水化を防止するため、塩水化の調査と対策を進めるとともに、高潮時の樋門の管理を徹底することなどにより、浜名湖からの塩水の遡上を予防します。

2 地下水汚染対策の充実

① 地下水の水質調査と浄化対策の徹底

- 地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質調査を適正に実施します。
- 汚染井戸が発見された場合には、汚染の範囲、程度、汚染原因の究明などの調査を実施するとともに、汚染源に対して、継続的な浄化対策の実施を指導します。また、定点モニタリング調査により、地域の地下水の経年的な変化を監視します。

②工場・事業所に対する指導

- 有害物質取扱工場・事業所に対して、有害物質の地下水への浸透の防止策を指導します。
- 地下水汚染の未然防止を図るため、必要に応じ土壤汚染対策法に基づく調査を命令します。

③地歴情報の整備

- 水質汚濁防止法上の特定施設や有害物質に関する地歴情報の整備に向けた検討を進めます。

■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①地下水汚染地区数（累計） これまでに汚染が判明した地区（定点モニタリングにより継続監視する地区）の数	10	10 (汚染個所は解消に時間を要するため、これ以上増加しないことを目標とする。)

(5) 有害化学物質などの対策の推進

■主要課題

- 本市では、平成 11 年度より、環境基準点など 6 地点で湖沼・河川水を対象に内分泌かく乱作用の疑いのある化学物質の測定を行っており、6 つの物質が微量ながら検出されています。
- 有害物質や疑いのある物質については、監視体制の充実を図りながら、正確なデータを収集していくことが必要です。
- 現在、社会では非常に数多くの化学物質が利用されています。しかし、化学物質の人体への影響は、年齢、個人により、一律ではないため、各々の立場に立った対策が必要です。また、PRTR 制度^(*)（化学物質排出移動量登録制度）に基づき、化学物質の環境リスクについて、市民・事業者とともに情報を共有していくことも求められています。
- 長期にわたり処分されてこなかったポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB^(*) 廃棄物」という。）は、法令に基づき平成 17 年から処理が始まりました。国の計画では、平成 28 年 3 月までに処理を完了させることとなっています。

■施策

1 汚染対策の推進及び有害物質の適正処理

①工場・事業所の監視と指導

- 「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに基づく排出規制の対象となっている有害化学物質について、排出抑制のための規制・指導を行います。

② PCB、アスベスト廃棄物の適正処理

- PCB、アスベスト廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などにに基づき適切に処理されるよう、監視・指導を行います。

③ 農薬類の適正な使用・管理

- 農地などでの薬剤の適正使用を指導し、使用量の低減を促します。

④ 野焼き^(*)の防止

- 違法な野焼きを予防するための監視・指導を行います。



【PCB が含まれているコンデンサ】

2 化学物質の的確な監視

① ダイオキシン類^(*)に関する監視

- 河川水、河川の底質、大気などを対象としたダイオキシン類の観測を継続して実施し、観測結果を公表します。

② PRTR制度の推進

- PRTR 制度に基づき、対象事業者に化学物質排出量などの報告を徹底させ、地域別、事業者別などにおける化学物質の種類や排出量、移動量、移動先などの詳細な情報を、市民に提供することで、事業者の自主的な化学物質の管理改善を促進します。

③ 内分泌かく乱化学物質^(*)に関する監視

- 湖沼・河川水を対象とした内分泌かく乱化学物質の疑いのある物質の観測を継続して実施し、観測結果を公表します。なお、評価方法や対策については、今後の研究成果を踏まえて検討します。

④ 居住空間中の有害化学物質の監視

- 公共施設の室内空気環境の適正化のため、揮発性有機化合物の監視を行い、問題がある場合には対策を図ります。

■ 環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
① ダイオキシン類に係る環境基準の達成状況 (大気) (公共用水域 水質) (公共用水域 底質) (地下水) ダイオキシン類に係る環境基準を達成した測定地点の割合 (達成地点数/測定地点数)	(大気) 100% (4/4) (水質) 100% (6/6) (底質) 100% (7/7) (地下水) 100% (6/6)	(大気) 100% (4/4) (水質) 100% (6/6) (底質) 100% (7/7) (地下水) 100% (6/6)
② 市内の PCB 廃棄物の処分率 (累計)	0 %	80% (平成 27 年度 : 100%)

(6) 良好な音・かおり・光の環境保全

■ 主要課題

- 近年では、都市化の進展や住宅の密集化、近所づきあいの希薄化などを背景に、人に不快感を与える騒音、悪臭、光害(ひかりがい)などの感覚公害に関する苦情が増加しています。
- 一方、音、かおり、光は、人の心を和ませたり、時の変化を感じさせたりします。そこで

本市では、平成16年10月に「浜松市 音・かおり・光環境創造条例」を施行し、感覚公害の防止とあわせ、生活にうるおいや安らぎを与えてくれる本市固有の音・かおり・光を環境資源として選定・保全する取組を進め、平成19年度には「浜松市 音・かおり・光環境資源百選」として選定しました。今後は、これらの環境資源を市民に広く周知し保全することで、静穏で悪臭や光害のない生活環境をつくっていくことが必要です。



■ 施策

1 生活騒音、悪臭公害の防止

[詳細は P74、4-2 「(3)騒音・振動・悪臭対策の推進」 2、3 に掲載]

①生活騒音に対する指導、啓発活動

- 「騒音・振動規制法」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」、「浜松市 音・かおり・光環境創造条例」に基づく指導、啓発活動を推進します。

②悪臭対策の推進

- 「悪臭防止法」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」、「浜松市 音・かおり・光環境創造条例」に基づく指導や、臭気指数規制の全市域への導入に向けた検討を進めます。

2 光害の防止

- 「浜松市 音・かおり・光環境創造条例」の規制に基づき、照明器具などの減灯などの協力要請、照明器具などの設置などにおける配慮、営業時間外における減灯又は消灯の奨励、投光器などの使用の制限について、市民・事業者にも協力を求めます。

3 環境資源となる音・かおり・光の保全

- 「浜松市 音・かおり・光環境創造条例」に基づき選定した音・かおり・光の環境資源を保全し、広く市民に周知します。



【(音)切通し峡と布滝(天竜区水窪)】



【(かおり)みかんの花(北区三ヶ日)】



【(光)秋葉山の火踊り(天竜区春野)】

※「浜松市 音・かおり・光環境資源百選」より

■ 環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
浜松市 音・かおり・光環境創造条例の認知度 同条例を知っていると回答した市民の割合(アンケート調査による)	12.4%	60%